２０１９年度

（平成31年度）

事業計画書

社会福祉法人彩虹会



**目　　次**

**Ⅰ．基本理念と行動規範　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・3**

**１．彩虹会の基本理念**

**２．彩虹会の行動規範**

**Ⅱ．2019年度　法人全体の重点目標　　　　　　　　　　　　　　 ・・・4**

**１．視点**

**２．年間の重点目標**

**（１）健全経営**

**（２）人材確保と育成**

**（３）人権擁護の推進**

**（４）リスクマネジメント　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・5**

**Ⅲ．事業所別事業計画**

**１．法人本部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・6**

**２．障がい者サポートセンター「にじの家」　　　　　　　　　　・・・7**

**３．グループホーム太陽　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・9**

**４．利根北障がい者相談支援センター花笑み　　　　　　　　　　・・・10**

**Ⅳ．法人全体組織図　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・11**

**別表１　事業計画**

**別表２　研修計画**

**Ⅰ．基本理念と行動規範**

**毎年度の事業方針と計画の基本となる社会福祉法人彩虹会の基本理念と行動規範は次のとおりです。**

**１．《彩虹会の基本理念》**

**私たち社会福祉法人彩虹会は、その前身である『大利根町心身障害児者父母の会』の活動の源となった「重度の障がいを持った我が子の明日を憂う」強き願いを忘れることなく、障がいのある人達一人ひとりの人権を擁護し常に利用者の視点に立ち幅の広い豊かな地域生活の実現を支える柔軟な福祉サービスの提供を目指します。**

**２．《彩虹会の行動規範》**

**社会福祉法人は「社会、地域における福祉の発展・充実」を使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む、極めて「公共性・公益性」の高い法人である。彩虹会は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動規範に基づき、公共的・公益的かつ信頼性の高い経営を実践する。**

**①．人権と多様性の尊重　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　②．サービスの質の向上　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　③．地域との共生　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　④．社会的ルールの遵守徹底　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤．説明責任の徹底　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑥．利害関係者との適切な関係の保持　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑦．行政機関等との連携、協力の推進　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑧．人材育成、適切な人事・労務管理　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑨．組織当地の確立　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑩．財務基盤の安定化　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑪．経営者の役割の遂行　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⑫．経営責任の明確化**

**Ⅱ．2019年度　法人全体の重点目標**

**【１．視点】**

**昨年度より障害福祉サービス等の報酬が大幅に改定されましたが、人手不足・人件費高騰が社会問題となっている状況下において、多くの中小規模事業所が実質的減算に追い込まれております。また、専門職の配置によって評価される加算についても、一人の職員が幾つもの役割を担わなければならない中小規模の事業所では算定対象になり難く、彩虹会を取り巻く状況は非常に厳しいものであります。**

**そのような中でも報酬やサービス体系の改定・変更に左右されない安定した法人の経営基盤の確立が必須であり、その為には現行サービスの見直しと更なる充実を図り、利用者増を目指すとともに、事業の拡大や共生サービスの実施について検討をはじめ、重度の障がいがあっても、高齢化しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるサービス体制の整備に取り組みます。**

**【２．年間の重点目標】**

**（１）健全経営**

**①障害福祉サービス等報酬改定に対して、法人全体での収入確保、支出削減に取り組み、それぞれの事業所で創意工夫をし、今までの特徴に更に磨きをかけ、サービスの質の向上をさせ、収入増を図ります。**

**（２）人材確保と育成**

**①働き甲斐のある職場づくりと適切な評価を行うためのシステム作りに着手し、職員待遇改善加算の取得を図ります。**

**②職員研修計画に沿った研修実施・派遣をし、ステップアップ制度を推進し、専門資格取得へバックアップを行うとともに、人事評価表や個人目標シートの作成、上司によるフィードバック面接等の仕組みづくりに着手し、職員一人ひとりの専門性の向上を図ります。**

**（３）人権擁護の推進**

**①埼玉県が実施する虐待防止研修や強度行動障害支援者研修への職員派遣を積極的に行いつつ、障がいのある方一人ひとりの意思決定への支援や合理的配慮を実行し、徹底した虐待防止体制づくりに取り組みます。**

**（４）リスクマネジメント**

**①災害が発生した際、地域の拠点として安心を得る施設となるように日々の準備、訓練を心がけ、地域住民との相互協力体制の構築に向け体制を整えていく。また策定した各防災・避難計画について見直しと再検討を図り、全ての関係者が共有し、有事の際に適切な行動が取れるよう共有を図っていく**。

**②個人情報の取り扱い及び、漏えいの防止について職員一人ひとりが認識し個人**

**の情報の保護に努める。**

**③常に適切なサービス提供体制を維持するために、職員は年一度の健康診断を必**

**ず受け、所見事項を放置せず、必要な検査及び治療を受け、自身の健康管理・健**

**康維持に努める事を義務とする。**

**Ⅲ．事業所別事業計画**

**【１．法人本部】**

**＊下記の活動をとおして、法人本部業務の遂行にあたるものとする。**

1. **理事会**
2. **評議員会**
3. **監事監査**
4. **福祉サービス連絡会**
5. **人権推進委員会**

**〈会議開催予定〉**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **開催予定月** | **主な議案・議題等** | | **組織員** | | |
| **◆理事会・評議員会** | | | | | |
| **6月中旬** | | **平成30年度決算理事会**  **定時評議委員会** | | **評議員**  **理事・監事**  **施設長**  **担当部門職員** | |
| **月頃** | | **専決事項実施報告、その他** | |
| **10月頃** | | **専決事項実施報告**  **平成31年度補正予算、その他** | |
| **3月中旬** | | **新元号2度事計画及び収支予算、その他** | |
| **◆監事監査** | | | | | |
| **５月下旬** | **平成30年度の事業実績及び決算の監査** | | | | **理事長・監事**  **会計責任者等** |
| **◆福祉サービス連絡会** | | | | | |
| **適宜** | **各福祉サービス間の連絡を密にし、相互間に齟齬ないようにする。** | | | | **理事長・施設長・管理者・**  **サービス管理責任者** |
| **◆人権推進委員会** | | | | | |
| **６月** | **法人としての対応指針を再度確認し利用者の人権擁護と虐待防止体制のより一層の向上を図る。** | | | | **施設長・管理者・サービス管理責任者・担当職員** |

**【２．障がい者サポートセンター「にじの家」】**

**①　施設・事業所の種別**

**生活介護・就労継続支援Ｂ型**

**②　設置・運営主体の名称及び所在地**

**社会福祉法人彩虹会**

**埼玉県加須市外記新田112番地1**

**③　施設・事業所開所年月日**

**平成２４年４月１日**

**④ 定員**

**主たる事業所　生活介護１５名/就労継続支援Ｂ型１０名（合計２５名）**

**⑤　運営方針**

**１　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。**

**２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。**

**３　事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。**

**⑥　支援方針**

**社会福祉法人彩虹会行動規範及び彩虹会職員禁止事項に従い、利用者の尊厳を第一に、多様な障害福祉の課題に柔軟かつ主体的に取り組み、法人理念のもと、利用者主体の支援を実行していく。**

**⑦　日課（月曜日～金曜日）午前９時～午後４時まで**

**利用者の状況に充分な配慮をし、一人ひとりが自分のペースで見通しを持ちながら、主体的に活動に取り組めるよう日課を定め支援していく。**

**⑧　休所日**

1. **国民の祝日に関する法律の規定する日**
2. **日曜日**
3. **土曜日**
4. **8月13日～8月16日**
5. **12月29日～1月3日**

**⑨　就労継続支援B型事業（米づくり）**

**米づくりにおける耕作地の拡大と品質・収益の向上を図り、独立採算の取れる事業への成長を目指す。耕作予定面積は約６４，０００㎡**

**⑩　社会体験事業**

**施設に籠らず様々な場所へ赴き、広く社会と触れ合う事で、利用者一人ひとりの自己達成意欲の向上を図る。**

**⑪　保健衛生**

**協力医療機関において健康診断を実施するとともに、嘱託医及び看護職員の指導を仰ぎながら、常に利用者の健康状態を保つよう心掛け、手洗いうがいの徹底、日々のバイタルチェック、毎月の体重測定、家庭及びグループホームとの連絡、利用者それぞれの主治医との連携を密にし、常に利用者の衛生及び健康管理に努める。**

**⑫　非常災害対策**

**施設長及び防災責任者は、非常災害に備えるべき措置について、消防機関等の指導のもとに予め対策を立て、年２回の避難訓練等を行うとともに、関係者の普段からの防災意識の向上に努める。**

**また、これとは別に、水害並びに地震発生時における避難訓練等を実施し、多様な災害への対応力向上に努める。**

**⑬　送迎体制**

**保護者の負担を軽減し利用者の円滑なサービス利用の為に実施。**

**職員の安全運転意識の徹底に努める。**

**⑭　職員体制及び専門性の向上**

**サービス管理責任者（１名）、生活支援員（8名）、職業指導員（１名）、医師（嘱託1名）、看護職員（1名）**

**職員会議・ケース会議等を実施し、利用者の多様なニーズに応えられるよう、それぞれの専門性の向上に努め、又、研修会等への参加・専門資格取得を推進する。**

**【３．グループホーム太陽】**

**①　入居者定数10名（現員９名、男性５名・女性４名）**

**②　職員体制**

**管理者（１）**

**サービス管理責任者（１）**

**世話人（２）**

**生活支援員（６）**

**宿直職員（２）**

**③　事業の充実**

**利用待機中の希望者の声に応える為、関係各機関と協議をし新たなグループホ**

**ームの整備並びに利用者の高齢化に対応する為の共生型グループホームについても検討していく。**

**【４．利根北障がい者相談支援センター花笑み】**

「**運営方針」**

**相談者の方が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を過ごすことができるように、相談者の方の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、相談者の方の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う**

**①　利根北障がい者相談支援センター花笑み**

**②　実施事業**

**【指定特定相談支援事業】**

**・計画相談支援**

**・障害者相談支援**

**【指定特定障害児相談支援事業】**

**【指定一般相談支援事業】**

**・地域移行支援**

**・地域定着支援**

**・障害者相談支援**

**③　実施地域**

**加須市・羽生市・行田市・久喜市・古河市**

**④　設置場所**

**加須市旗井1175番地**

**⑤　職員体制**

**管理者　1名**

**相談支援専門員　1名**

**＊平成31年3月1日現在　利用契約者数87名（うち児童14名）**

**Ⅳ．法人全体組織図**

**社会福祉法人彩虹会**

**（2019年4月1日現在）**

**評議員会**

**（評議員7名）**

**理事会**

**（理事6名・監事2名）**

**理事長**

**施設長**

管理者

管理者

管理者

**事務局**

**業務執行**

**理　　　事**

**障がい者**

**サポートセンター「にじの家」**

**利根北障がい者相談支援センター花笑み**

**グループホーム「太陽」**

**【その他、適宜設置される委員会】**

**〇評議員選任・解任委員会 〇運営協議会**

**〇第三者委員会 〇人権推進委員会 〇抑制・拘束検討委員会**

**〇安全管理対策委員会**

**〇コンプライアンス委員会 〇福祉サービス連絡会**

**業務執行**

**理　　　事**